

会議名 (審議会等名)		川西市個人情報保護審議会(第31回)	
事務局 (担当課)		総務部 行政室 総務課 内線(2321)	
開催日時		平成16年9月22日(水)午後6時15分～午後7時30分	
開催場所		本庁舎 4階 庁議室	
出席者	委員	池田委員、井手委員、井上委員、園田委員、高島委員、 田中委員、塚口委員、中西委員、長尾委員、葉狩委員	
	実施機関	《総務部行政室総務課》高塚主査	
	事務局	西総務部長、上松行政室長兼総務課長、根津課長補佐、 佐藤主査、曾我主任	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1 市長挨拶及び辞令交付 2 審議事項 正副会長の選任について 3 報告事項 指定管理者制度について(報告) 4 その他	
会議結果		正・副会長の選任については、会長に池田委員、副会長に長尾委員が選任される。 また、報告事項の指定管理者制度の質疑対応については、事務局が、実施機関の立場として説明する。	

会 長：挨拶

事務局：説明

本日提出資料の確認

事前送付資料 開催通知

本日提出資料 レジメ

指定管理者制度の概要について

地方公共団体における個人情報保護対策について

地方自治法の一部を改正する法律の公布について

#### 審議事項

会長の選任については、池田委員が、副会長については長尾委員が、それぞれ委員の互選により選出される。

会 長：本日はお手元の審議会の次第の3のところで報告事項ということで報告案件が1件ございますので、「指定管理者制度について」というこの報告事項を事務局の方からご説明いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

実施機関：（行政室総務課）簡単ではございますが、指定管理者制度の概要についてご説明させていただきます。先にお配りしております「指定管理者制度の概要について」という冊子がございますが、そちらの方をご覧いただけますでしょうか。それでは説明させていただきます。平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、スポーツ施設、文化施設、社会福祉施設など住民の福祉を増進する目的で、大勢の市民の皆さんに利用していただくために設置された施設、いわゆる「公の施設」の管理方法が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行されました。「公の施設」の管理運営については、これまで市の財団等の出資法人、一部事務組合、財産区等の公共団体及び社会福祉協議会、自治会等の公共的団体だけにしか委託することができませんでした。しかし、近年ではスポーツジムなどの体育施設、集会施設、美術館、福祉施設等の運営において、民間事業者によって十分なサービスの提供が行われており、民間の効果的・効率的な手法を「公の施設」にも活用することが有効と考えられ、経費削減や利用者に対するサービスの向上などが期待できることから、今後は、地方公共団体が直接管理する場合を除くほか、この指定管理者制度を導入し、民間の事業者、ボランティア団体なども含めて広く公募し、費用、企画などの提案内容から判断して、よりふさわしい施設の管理者を決めていくこととなります。ただし、学校、道路、河川など個別の法により管理主体が限定されているものは、この指定管理者制度の対象とはなりません。管理委託と管理代行の相違点は、管理委託制度は地方自治体と管理受託者の関係は、「委託」「受託」という法律、条例に根拠を持つ公法上の契約という法律関係であり、指定管理者制度での指定管理者との関係は「管理の代行」という形で、契約関係とは異なる概念です。これまで説明させていただいた内容を先ほどお配りしている資料の1ページの下の方で簡単に説明します。現行の「管理委託制度」では公共団体、公共的団体又は出資団体等に公の施設の管理を事前に依頼して、条例に根拠を持つ公法上の契約により管理を委託しておりました。次に下段でございます。自治法改正後の「指定管理者制度」では、公の施設の管理を広く公募して、その応募により、市で設置する選考委員会において、応募者の提案について、費用面、企画面、ノウハウ等について総合的に審査して選定し、あらかじめ議会の議決を経て、指定管理者として、市との協定の締結により公の施設の管理を代行していただくこととなります。次のページをお開き下さい。指定管理者制度の仕組

みでございます。指定管理者制度では、管理主体の範囲について法律上特段の制約はありませんが、公共の利益のために多数の住民に対して、均等にサービスを提供することを目的とする公の施設として、その適正な運営を確保するために、次のアからカのようなしくみが法律上整備されています。「ア 平等利用の確保」、「イ 条例の制定」、「ウ 指定の議決」、「エ 事業報告書」、「オ 指定の取消し等」、「カ 権限の範囲」、このなかで、従前の管理受託制度との最大の相違点は「使用の許可」など処分性の認められる事務について、指定管理者制度下では指定管理者が行うことが可能となったことです。最後に、現在、「公の施設」の管理運営を委託している施設について、今後その施設がどうあるべきかを検討するとともに、地方自治法の一部改正に基づいて3年以内（平成18年9月1日まで）に指定管理者制度を導入してまいります。以上、簡単ではございますが指定管理者制度の概要でございますが、この制度の導入に伴いまして、指定管理者においても、従前の「管理委託制度」と同様、その管理を通じて個人情報を取得することになり、個人情報の取扱いが問題となり、また、総務省からは、「個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むこと等、必要な措置を講ずべきものである」との通知（平成15年7月17日付）が出されており、本市個人情報保護条例の見直しを検討する必要があると考えております。なお、参考として公の施設の管理を指定管理者で行わせる根拠となる「地方自治法第244条の2」を抜粋して載せております。また、先ほど申しました「平成15年7月17日付総務省通知を参考として添付しております。以上で、指定管理者制度の概要について簡単に説明させていただきました。

会 長： どうもありがとうございました。今、ご説明がありましたように、指定管理者制度ができますと、指定管理者が市民の個人の情報を管理する立場になりますので、それについて個人情報保護条例でどのような扱いをするかという問題があるわけです。それで今、指定管理者制度についてご説明いただいたのですけれども、今ご説明いただいた点について何なりとご質問があれば、ご質問を出していただきたいと思いますけれども、今、資料を最後に通知を付けたと言われましたけれども、それはどれになるのでしょうか。「地方自治法の一部改正する法律の公布について」という通知はここにありますよね。

実施機関： その中の一番後ろの4ページの(3)全体が通知でございまして、(3)の中に（行政室総務課）先ほど説明させていただいた内容が盛り込まれております。

会 長： 分かりました。(3)というのが、地方公共団体における個人情報保護対策についてということになるわけですか。

実施機関： 個人情報保護対策についてというのはまた別にございまして、行政機関の（行政室総務課）保有する個人情報の保護に関する法律に伴う別の通知でございます。

会 長： ですから、地方公共団体における個人情報保護対策についてというこの文書を皆さんにお配りいただけますでしょうか。これも踏まえまして、これは、今、配っていただいたところですので、直ちに目を通すというのは時間がかかるかもしれませんが、先ほどの指定管理者制度に伴って、個人情報の保護対策はどうあるべきかということに何かご質問或いはご意見はございませんでしょうか。

委 員： 初歩的な質問になるのですけれども、現行で行われているものについては、一応法的な委託ということで行われているので、一定の個人情報に関する理解がいろいろな研修等で進められているというふうに判断して、一定これまで行われてきた。ところが、これからは民間の業者の方にそういったことが実際起こってくる。そういった場合については、個人情報に関する認識とか、あるいはそういった必要性について、度合いが違うというふう

に判断して良いのでしょうか。ですから、これまでの教育委員会の資料を他の部局が使う場合についてどうであろうかということで、ここで審議をしてきた経過がありますけど、そういったことは、これからも益々起こってくるのかと思ったりするのですが、そういうふう判断するのでしょうか。どこが課題でどこが問題になるのかということや予測シミュレーションとか、そういったもので出していただくとわかりやすいかと思うのですが。

会 長：今の点について、いかがでしょうか。

実施機関：今回の指定管理者制度に伴います、個人情報保護の課題という部分ですけども、先ほどの説明の中で「使用許可権」を指定管理者が行うという説明をさせていただきました。従前、管理委託制度の下では使用許可権限は市長サイドにありました。この指定管理者制度を採用した場合には、許可権限そのものが管理者、いわゆる民間会社に移ります。その関係で許可事務を行う中で申請等がその前提となりますので、その申請の中でいわゆる氏名や住所及び必要に応じて電話番号等、個人情報が民間業者に集積をされていくという部分で何らかの個人情報の保護対策、従前は地方公共団体の仕事でしたので、我々は本市条例によって個人情報を保護する義務が定められていたわけですけども、その権限が民間に移ることによりまして当然民間の方にも何らかの個人情報の保護対策が必要ではないかというように考えられているところです。

会 長：指定管理者に許可権限がある許可権限というのは、例えば、公の施設の場合に使用を許可するか、しないかの判断を任せるということになるわけですね。その場合に、いろんないわゆる使用のための申請書を出すと。申請書の中にはいろいろ書かれているというようなことになるわけですけども、それは指定管理者といっても行政主体でないわけですから、そこが個人情報保護法の適用の対象にはなるわけですね。ですけど、行政機関の個人情報の保護の法律の適用対象ではないわけですね。

実施機関：個人情報保護法の関係なのでですけども、実際に具体的義務が課されてくるのは、一定規模以上の個人情報を集積している業者が対象となってきます。指定管理者につきましては、そこまでの規模に至るかどうかが公の施設の利用実態によりましては、具体の個人情報保護法の義務が被さってこない。そのような業者が管理者になることも考えられます。その点は、実際に管理者を選んでみませんか、どちらになるかというのははっきりと申し上げられない部分です。

会 長：それです、個人情報保護法の規制の対象になるようなものでしたらいいわけですけども、そうでなかったら、全然、個人情報保護法についての規制が及ばないと、そこを何か市と協定を結ぶということになるわけですか、個人情報の保護対策を市が望んでいるような内容で行ってくれるということの協定を結ぶということになるわけですか。

実施機関：具体的な制度の設計は、まだ本市でも決まっておきませんので、あくまでも一般論としてお答えをさせていただきますけれども、指定管理者につきましては、まず法律と条例で基本的事項を定めると。ですから、当然個人情報保護の対策につきまして、まず条例の中に何らかの内容を盛り込むということが1つ考えられます。その上で、条例に盛り込めない技術的な事項については、指定管理者と協定というかたちで条例に基づく協定というものを結ぶということは考えられます。ただ、本市においては指定管理者制度を検討中ですので、まだ具体的にどうするかということまではその検討は及んでおりません。

会 長：もし、その制度を利用するとすると、指定管理者制度を利用して管理を委ねるような公の施設というのはどういうものが予想されるのでしょうか。

実施機関：今整理している段階では、大体24施設くらいです。それと、現在直営である施設をしてい管理者に移行することが可能な施設として、ざっと15施設ほどございますので、約44、5になるのかと思っております。具体的には、キャンプ場とか、コミュニティセンターとかですね。あるいは福祉関係でしたら、知的障害者の通所作業施設とか、特別養護老人ホームとか、あるいは自転車の駐輪場の関係や、市営駐車場とか、項目的にはそういったものとか、あるいは本市の場合には、南部の方に共同利用施設といいまして航空騒音の関係でいろいろな会館があるのですが、その会館の管理ですとか、児童センターとか、デイサービスセンターとか、そのような項目をリストアップしているのですけれども、まずそのようなもので25施設ほどあります。先ほども申しましたけれども、現在直営で行っている郷土館とか市民ギャラリーとか、市民活動センターとか、今現在直営で行っているのですが、そのあたりを指定管理者にすることも検討は出来ると思います。

会 長：わかりました。ありがとうございました。委員の皆さんから、他に何かご質問はございませんでしょうか。

委 員：指定管理者制度というのは、将来的に必ず取り入れるということはあるわけですか。

実施機関：現在は、先ほども説明がありましたように、いわゆる市の出資団体、財団法人とか、社団法人で市が出資した団体、あるいは公共的団体とかですね一応公的なところにしか委託が出来ないのであるけれども、今度は先ほども説明がありましたけれども民間に委託できるということで、平成18年の9月1日までに、今現在民間に管理委託しているところについて直営にするのか、指定管理者にするのか、あるいは今現在直営になっているところを指定管理者にするのか、直営のまま行くのかということで、選択としては直営で行うか、指定管理者制度で行うか、あるいはその事業そのものを廃止するか、選択肢は3つしかないわけですが、それを平成18年9月までに決めて、市として指定管理者制度で指定することになれば、選定した上で議会の承認を得て指定するというかたちになるかと思っております。以上です。

委 員：そうしますと、個人情報というのが指定管理者制度になったら、すごく心配するといいますか、不安な部分が出てくると思うのですけれども、直営で全部通すということもできないこともないわけですか。

実施機関：全部直営にすることも可能です。ただ、この制度自身が出来ても、民間活力を導入するというところで、規制緩和の一環でこのような制度ができたと思うのですが、出来るだけ経済的には効率的効果的に管理運営をお願いするという事の中から、やはり公募を行いますので民間が参入してくれば当然、今現在外郭団体等をお願いしているところも併せて競争になりますので、競争になって手を挙げてこなければ、今現在管理委託している外郭団体等を指定管理者として指定することもできますし、何社か出てくればその中での競争の上で基準に照らして一番適切ところに指定管理者というかたちで議会の承認を得ながら指定していくということになるかと思っております。

委 員：そうなる場合でしたら、個人情報保護という面ではかなり厳しい縛りを入れておかないと、大変なことになるのではないかという思いがします。

会 長：今、川西市ではPFIを利用しているということはあるのでしょうか。

実施機関：PFIは今のところ具体的に事業としてはありません。

(行政室総務課)

会 長：私も整理していないのですけれども、PFIを利用していないということになれば、特に比較したりする必要はないと思っておりますけれども、他にいかがでしょうか、何かご質問ありませんか。

副 会 長：経費は安く済むわけですか。

実施機関：本市の基本方針が出ておりませんので、一般論としてお答えをさせていただきます。(行政室総務課) 指定管理者制度の目的とするところは、低廉な料金でより満足度の高いサービスを提供すると。住民側にとっては、いわゆるノウハウの活用によりまして、行政が直接行うよりも安い料金でなおかつ高いサービスを提供するというのが目的でございます。

副会長：流行ですかね。

会長：規制緩和とか、それとも連動しているわけでしょうけど、やはりコストが安くなるとあまり値打ちはないということでしょうね。危険なことを承知で行うわけですから、何らかの別のメリットが検証されないと具合悪いでしょうね。他によろしいでしょうか。この件については、一応ご報告いただいたので、我々も指定管理者制度については止めておきたいと思えます。これも場合によると、現在の個人情報保護条例の規定の改定をするというようなことにつながる可能性もあるわけです。それでは、本日の審議会の次第では「4 その他」ということになるのですが、委員の皆さんは、今度また新しい任期が始まったわけですが、新しい委員もおられるわけですが、特に何かご発言はございませんでしょうか。何も無いようでしたら、従来のようなやり方でですね皆様のご協力を得て、審議事項があったときには、審議を進めさせていただきたいと思えますのでよろしく願います。

事務局：どうもありがとうございました。本日は委嘱をさせていただきまして、これから2年間ご審議を賜ります。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の閉会に当たりまして、総務部長より一言ご挨拶をさせていただきます。

総務部長：挨拶(略)

会長：ありがとうございました。それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。